

第3次雲仙市行政改革大綱



平成28年3月

雲 仙 市

I 大綱の策定に当たって	1
II 行政改革の基本姿勢	2
III 計画期間	2
IV 推進体制及び公表	3
V 重点項目の内容	
1 市の担うべき役割の重点化	4
(1) 民間委託等の推進及び指定管理者制度の活用	4
(2) 事務事業の見直し	4
(3) 地域協働の推進及び公正の確保と透明性の向上	5
2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構	6
(1) 組織・機構の見直し	6
(2) 本庁・総合支所、及び部局間の連携強化	6
(3) 窓口業務の向上	6
3 職員の定員管理及び給与の適正化等	8
(1) 定員管理の適正化	8
(2) 給与の適正化	8
(3) 人材育成の推進	9
4 電子自治体の推進	10
5 健全な財政運営の確保	11
(1) 経費の節減合理化等	11
(2) 公共施設の適正配置による維持管理費の軽減・平準化	11
(3) 自主財源の確保対策	11
(4) 健全な財政計画	12
(5) 新地方公会計制度の導入	12
(6) 特別会計等の健全化	12

I. 大綱の策定に当たって

雲仙市は、平成17年10月の合併以降、「第1次行政改革大綱」、「第2次行政改革大綱」、「総合計画」及び「中期財政計画」など、市の方向性や行政基盤構築の根幹となる各種の基本方針等を策定して、市の発展に向けた施策の展開と同時に行財政改革を着実に推進するため全庁的に様々な取り組みを実施してきました。

改革の内容は、合併による混乱の抑制、新市への円滑な移行や安定的な行政運営などができるように、事務事業の平準化・効率化や職員数の削減など、優先度が高いと判断したものから重点的に取り組んできたところです。

一方、公共施設の整理・統廃合、職員の資質や能力の向上などについては十分とはいえない部分もあることから、今後はこれらについても一層比重をおいてその推進を図っていく必要があります。

また、社会情勢の変化、特に人口減少、超高齢化社会の進行は急速に進んでおり、これらの対応策を含めて行政が抱える課題は膨張する一方です。

こうした状況にあって、「質の高い市政運営」、「発展的で持続可能なまちづくり」を目指すために、新たに第3次行政改革大綱を策定して、市民のご理解とご協力のもとに、今後も各種の行財政改革に積極的に関わり、それぞれの改革が速やかに実現できるよう職員一丸となって改革の推進・強化を図っていきます。

Ⅱ．行政改革の基本姿勢

本市を含め地方自治体を取り巻く各種の環境は著しく変化しており、今後の新たな行政課題や多様化・高度化する市民ニーズへの対応については、限られた財源や人員で、効果的・効率的かつ迅速な対応ができる方策を検討し、確立していかなければなりません。

行政改革は終ることはなく、不断の取り組みが必要であることから、本大綱においても前大綱の理念を踏襲して、以下の５つの項目を重点項目として改革の推進に努めていきます。

1. 市の担うべき役割の重点化
2. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構
3. 職員の定員管理及び給与の適正化等
4. 電子自治体の推進
5. 健全な財政運営の確保

Ⅲ．計画期間

第３次雲仙市行政改革大綱の計画期間は、平成２８年度から平成３２年度までの５年間とします。

Ⅳ．推進体制及び公表

本大綱の推進体制は、市長を本部長とする「雲仙市行政改革推進本部」を核として、「事務改善委員会」及び「作業部会」を組織して行政改革のための個別・具体的な取組み内容について、それぞれの部署からの発案を基に「実施計画書」を作成して目標達成に向けて個々の改革を推進していきます。

また、「実施計画書」については、項目の整理・追加等を行いながら、取組状況や実績を市民の皆様へ公表します。

V. 重点項目の内容

1. 市の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託等の推進及び指定管理者制度の活用

市が直接管理運営を行っている公の施設については、業務の軽減・効率化や、財政の健全化等を図るために指定管理者制度の導入や民営化に取り組んできました。

近年では平成25年度に「雲仙市食肉センター」を民営化し、26年度からは「瑞穂斎苑及び丸尾斎苑」の運営を民間委託とし、さらに27年度からは「小浜資源リサイクルセンター」等を廃止するなど、合併後の状況に応じて各種の施設の整理を行ってきました。

今後についても、公の施設の施設整備の可否、運営方法の見直しなどを行い、民間活用等が可能で効果的と判断される施設については、積極的に民営化・民間委託及び指定管理者制度の導入を検討していきます。

また、公共施設の更新・長寿命化・統廃合などを推進していくために「公共施設等総合管理計画」を策定して着実な計画執行を行っていきます。

(2) 事務事業の見直し

市が行う事務事業は膨大で、今後も様々な対応を求められることが想定されるため、市民サービスとのバランスを考慮しながら事務事業の整理・見直しや処理時間の短縮などの改善を行うことが極めて重要であり、継続的に効果的な方策について検討していきます。

具体的には、事務事業調査において解決方法として打ち出された方針に基づき、業務の改善のうちの長期的課題とされたものは、年次目標の導入の検討を行なうなど根気強く解決に向けて取り組んでいきます。

電算システムについては、雲仙市独自のシステムが整備され、重複作業の解消、各システム間のデータ連携による業務の効率化などが見

込まれますが、今後も十分なセキュリティー対策(外部からの攻撃に対する防御や情報漏洩防止対策など)を講じながら、一層の業務軽減につながる研究に努めていきます。

また、組織の見直しについては、効率的に事務処理が可能になるような組織の構築を目指していきます。

そのほか事務分担の平準化、業務の外部業者への委託など効果が期待できるものについて前向きな検討を行い、各課にまたがる事務事業の整理や見直しなども検証・改善を図っていきます。

(3) 地域協働の推進及び公正の確保と透明性の向上

自治会活性化事業などにより住民自治の振興や市民協働のまちづくり活動は全体的には徐々に浸透している一方で、人口減少・少子高齢化が進行する状況にあって、地域活動の停滞を招かないように引き続き協力・支援の強化を図ります。

市民団体等の活動拠点として、現在一部の総合支所の空きスペースを提供していますが、今後も地域活性化の観点から市有施設の積極的な有効活用を推進していきます。

また、市民ニーズの把握、行政と市民の連携強化のために、行政と市民のコミュニケーション、情報共有の充実を図ることで住民との意思疎通を高めていくことも重視していきます。

1. 市の担うべき役割の重点化

【主な推進項目】

- ・ 民営化や指定管理者制度等の導入可能な施設の検討及び推進
- ・ 電算システムの精度向上、セキュリティー対策(外部からの攻撃に対する防御対策など)
- ・ 業務を外部業者へ委託する手法の活用
- ・ 市民協働の推進・支援・強化
- ・ 広報紙やホームページ等による情報公開
- ・ 市民とのコミュニティ強化

2. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構

(1) 組織・機構の見直し

効率的かつ効果的な行政運営を目指して、これまで幾度となく本庁への業務集約や窓口業務の一元化などに向けて本庁及び総合支所のあり方などを含めて組織・機構の見直しを行ってきました。

組織・機構については、国・県の政策の動向、市民ニーズの変化などに応じて柔軟な体制の構築が必要であり、今後も継続的な検証と必要な改編を実施していきます。

なお、組織の検討に際しては、市民にわかりやすい体制とするとともに、産業の振興・生活の安定など市民及び市が抱える課題や問題に丁寧かつ早期対応ができる体制、及び職員の適正配置による効率的な事務処理を可能とする体制づくりを検討していきます。

(2) 本庁・総合支所、及び部局間の連携強化

本庁と総合支所や各部署間において、それぞれ十分な連携強化を図り、事務事業の効率化・迅速化に努め、市民サービスの向上に繋がるよう十分な配慮を行っていきます。

(3) 窓口業務の向上

窓口業務については、職員の接遇技術の一層の習得に努め、各種手続き・相談などに分かりやすくスムーズで的確な対応ができるよう、可能なものは一箇所の窓口で手続きができる「総合窓口」を設置するとともに、庁舎の案内、窓口の配置や各種窓口への誘導を、線や色、文字でわかり易く表示することや、申請書の記入など事務手続きの簡素化を図る工夫も行いながら窓口対応の円滑化・効率性の向上を目指します。

また、来庁された市民に対して各部署への案内などを行う案内係の導入の検討や、よりの確な市民対応をできるように窓口業務に精通した職員の配置を行っていきます。

加えて、病気や障害などの理由で市の窓口へ各種申請等の手続きに来

ることができない市民への支援方法の研究を行うことや、市民に対する通知等も行政用語、専門用語などを控えた分かりやすい記述にすることに努めていきます。

2. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構

【主な推進項目】

- ・組織の簡素化・各部署間の横断的で柔軟性のある組織体制・柔軟性の確保
- ・市の組織内部の連携強化
- ・「総合窓口」の設置
- ・市民サービスの質の向上
- ・来庁者に対して手続方法の説明や各部署への案内などを行う案内係の導入の検討
- ・業務に精通した職員の配置

3. 職員の定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

雲仙市の職員削減は、行政改革の大きな柱の一つとして平成18年度に策定した定員適正化計画に沿って進めてきました。

しかし、急速に人員削減を行ってきたことで、国や県の新たな政策、少子高齢化・人口減少などによる業務の複雑多様化などにより、今後の市民サービスを維持することへの影響が懸念されることから、定員適正化計画を見直すとともに、業務の無駄を洗い出し、事務の効率化・見直しや削減を行っていくことで、本大綱の計画期間以降においては改めて定数削減を進められる努力を行っていきます。

また、嘱託・臨時職員についても、業務内容の精査を行い、削減目標を定め、職種に応じた勤務体系による雇用を目指していきます。

【定員適正化計画】

(4月1日現在の職員数)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
職員数	381 人	381 人	380 人	380 人	380 人

(2) 給与の適正化

給与体系、制度の運用及び水準については、国における給与制度改革、県や他市の改正等を見極めながら引き続き適正な取り扱いを行っていきます。

平成28年度から実施される新たな「人事評価制度」では将来的には能力主義の導入も視野に置かれており、新制度を有効活用しながらより適正な給与体系の確立に向けて着実な取組みを行っていきます。

また、職員数や給与の状況については、これまで同様に広報紙やホームページに掲載し公表して透明性を確保します。

(3) 人材育成の推進

市の運営を行ううえで最も重要になるのは職員であり、幅広い見識、新しい発想、専門性などをもち、市民にも信頼されるような人材の育成に重点を置く必要性は益々高まっています。

平成28年度からの新たな「人事評価制度」の導入を契機にして、職員全体の資質の底上げを図り、効率的で迅速な行政運営を可能とするために、人材育成を最重要課題の一つに掲げ、これまでの研修等に加えて、各部局の主催による専門的研修等、新たな教育・研修の機会を設けるなど様々な取組みを積極的かつ継続的に実施して職員のスキルアップを図ります。

また、地域や民間の実情についての見識を高めるとともに、市の業務に活かすような研修にも取り組んでいきます。

3. 職員の定員管理及び給与の適正化等

【主な推進項目】

- ・職員数の適正化
- ・職員の適正配置
- ・人事評価制度の導入
- ・給与等の情報公開による透明性の確保（職員数・給与等）
- ・人材育成の重点化

4. 電子自治体の推進

市が独自に整備した新たな電算システムによって、市民の窓口での待ち時間の短縮、手続きの簡素化、及び市の内部事務の効率化などが図られていますが、今後も一層の市民サービスの向上・事務の効率化に向けて、先進自治体の事例（諸証明等の自動交付、コンビニエンスストア交付など）など、引き続き各種システムの研究に努めていきます。

一方、新たにマイナンバー制度も開始されることから、さらに十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システムの不具合による混乱を防ぐこと、個人情報保護の重要性に対する職員の意識についてもこれまで以上に高めていきます。

また、市民サービスの向上及び本庁・総合支所間の連携強化の一環として双方向で通話ができるテレビ電話、見やすいホームページへの改良やスマートフォン対応ホームページの導入、facebook（フェイスブック：写真や日記などをインターネット上に公開し、情報交換などを行う電子情報サービス。）を活用した情報発信を行うなど市政に対する関心と理解を深めるための新たな取組みも行っています。

今後もこれらの機能を有効活用して、最新情報への迅速な更新、専門用語の使用の抑制など、市民感覚を念頭においた分かりやすい表現等による情報発信に努めます。

4. 電子自治体の推進

【主な推進項目】

- ・行政手続きのオンライン化（情報通信回線を利用した手続き）の推進
- ・電子システムによる業務の簡素化・効率化・省力化
- ・低コストな新技術の研究・活用
- ・情報のセキュリティ対策
（外部からの攻撃に対する防御対策など）

5. 健全な財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等

クールビズ（ネクタイや上着なしのスタイルなど夏の軽装。）、ウォームビズ（過度に暖房機器に頼らず室温が低くても快適に過ごせる服装。）、昼休みの消灯及び植物を利用した緑のカーテンなどの導入による光熱費の抑制に努めていますが、可能なものは試験的に導入するなど今後も継続的に経費削減に取り組みます。

市の事業について個々に評価を実施することにより必要性や費用対効果等を検証し、効率化や見直し・削減等を図っていますが、評価に関して外部の意見を聞くことも有効な方法として今後研究していきます。

経費節減については今後も他市の財政状況との比較・分析を含め、引き続き徹底的な合理化、削減を図っていきます。

(2) 公共施設の適正配置による維持管理費の軽減・平準化

市が数多く保有する公共施設はその殆どが老朽化しており、維持管理費が増大して、将来の財政運営を圧迫する大きな要因の一つになるため、国が推奨する公共施設の更新・長寿命化や統廃合などを内容とする「公共施設等総合管理計画」を策定して、計画を着実に実施することで、財政負担の軽減や年度間の平準化などに取り組みます。

(3) 自主財源の確保対策

自主財源の確保対策は、企業誘致、人口定住・増加などが最も重要かつ効果的であることから、他の自治体が行なっていない魅力ある効果的な施策について研究していきます。

自主財源の根幹をなす市税等の徴収については、訪問徴収や債権差押えを中心に収納率の向上に努めていますが、今後は市税等の負担の公平性を確保するため、納付意識の醸成による自主納付への移行を目指し、滞納整理を適正かつ強力に行うとともに、遊休市有財産の積極的な貸し出し及び売却など、自主財源の確保に向けた根気強い努力を続けていきます。

「観光雲仙」という雲仙市の強みを活かして観光客を誘客することは市税収入に繋がることから、国内外を問わずその強化を図っていきます。

また、平成２７年度から内容を変更・拡充している「ふるさと納税制度」に関してもさらなる推進に努めていきます。

さらに、市が保有する基金の有効な資金運用も強化していきます。

（４）健全な財政計画

平成２８年度から普通交付税の特例措置である合併算定替えの段階的縮減が始まり、財政運営は本格的に厳しさを増していくこととなります。

合併算定替えの新たな財政支援措置の内容や今後の雲仙市の各種状況の見通しなどを的確に見極め、将来的にも持続可能で発展的な行財政運営が可能となるような新たな中期財政計画を策定します。

また、予算編成に向けて各部局が作成する「事業重点化計画」については、個々の職員の財政運営に対する意識改革という面からも効果的と思われることから、制度の徹底を図り一層の効果を高めるための研究を行っていきます。

（５）新地方公会計制度の導入

現在の現金主義会計では見えにくいコストや資産を把握するとともに、市民に分かりやすい財務情報として開示するための新たな「地方公会計制度」の導入についても計画的かつ着実に進めていきます。

（６）特別会計等の健全化

特別会計等については、一般会計同様に十分な内容の精査を行い、市全体の財政健全化の考え方に沿って、引き続き経費の削減に努め、財政基盤を強化するとともに、民間でできることは民間活用を図りながら健全財政の確立を目指した検討を進めていきます。

また、独立採算による運営が原則であることから、具体的で実効性のある対策を検討するなど最大限の自助努力を行っていきます。

国民健康保険特別会計については、引き続き医療費抑制を目指して健診受診率の向上を目指します。

簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計については、公営企業会計への統合・移行作業を確実に進めます。

5. 健全な財政運営の確保

【主な推進項目】

- ・経費全般にわたる合理化・削減
- ・「公共施設等総合管理計画」の策定
- ・自主財源の確保（収納率向上、遊休財産の貸出・売却・観光客誘客等）
- ・財政状況等の公表
- ・特別会計等の健全化

行政改革の推進体制（概念図）

